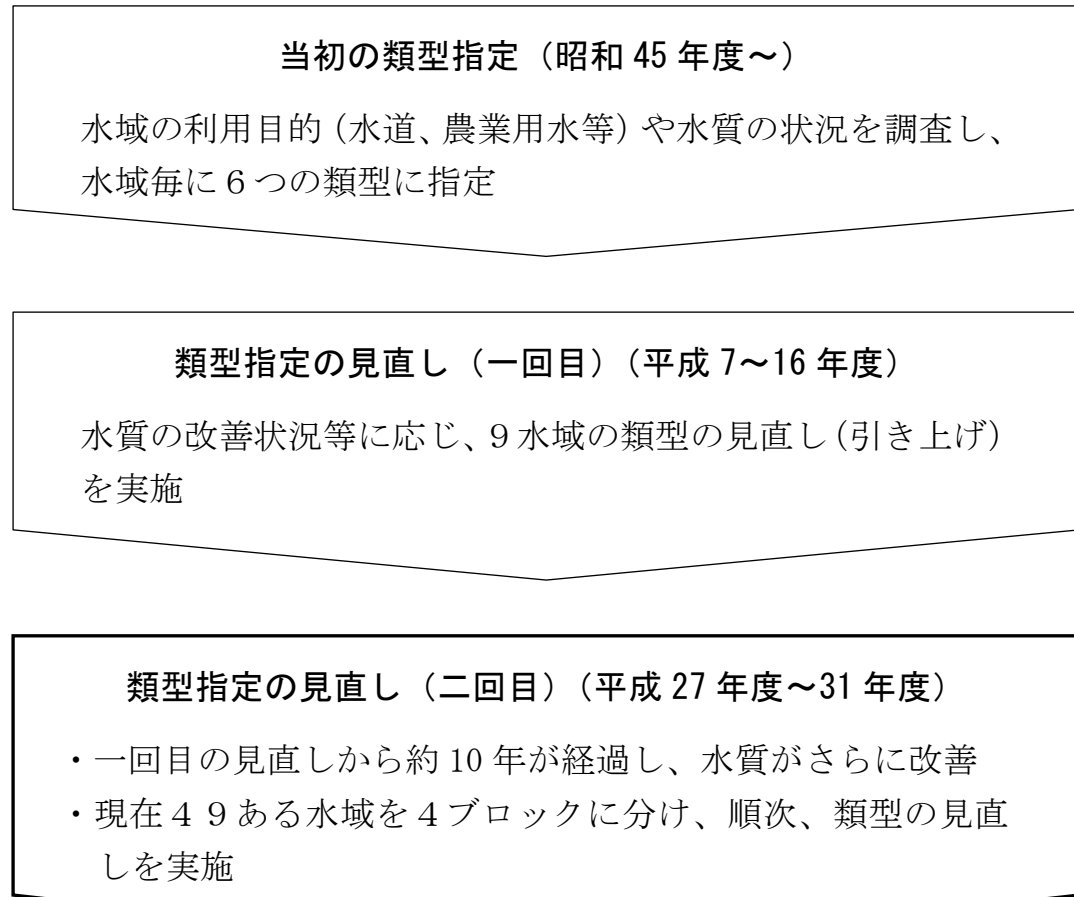


生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて

1 水質環境基準の類型指定（法的根拠）

- 河川の水質については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（水質環境基準）を定めることとしている。
- 水質環境基準には、水域の利用目的に応じて6つの類型が設けられ、同法に基づき、都道府県知事が水域の類型を指定（二以上の都道府県の区域にわたる木曾川等の水域は国が指定）することとされている。
- また、これらの類型は、水域の利用目的や水質状況の変化に応じて、適宜、水域ごとに類型の見直しをすることとされている。

2 本県の類型指定及びその見直しの経緯



3 今回の類型の見直しの進め方

内容	H27	H28	H29	H30	H31
1年目 基礎調査	A ブロック	B ブロック	C ブロック	D ブロック	
2年目 見直し案作成、告示		A ブロック	B ブロック	C ブロック	D ブロック

A：庄内川等水域の一部（日光川、新川下流、五条川下流）、豊川等水域
 B：矢作川水域 C：境川等水域 D：庄内川等水域（Aブロックを除く。）、その他の水域

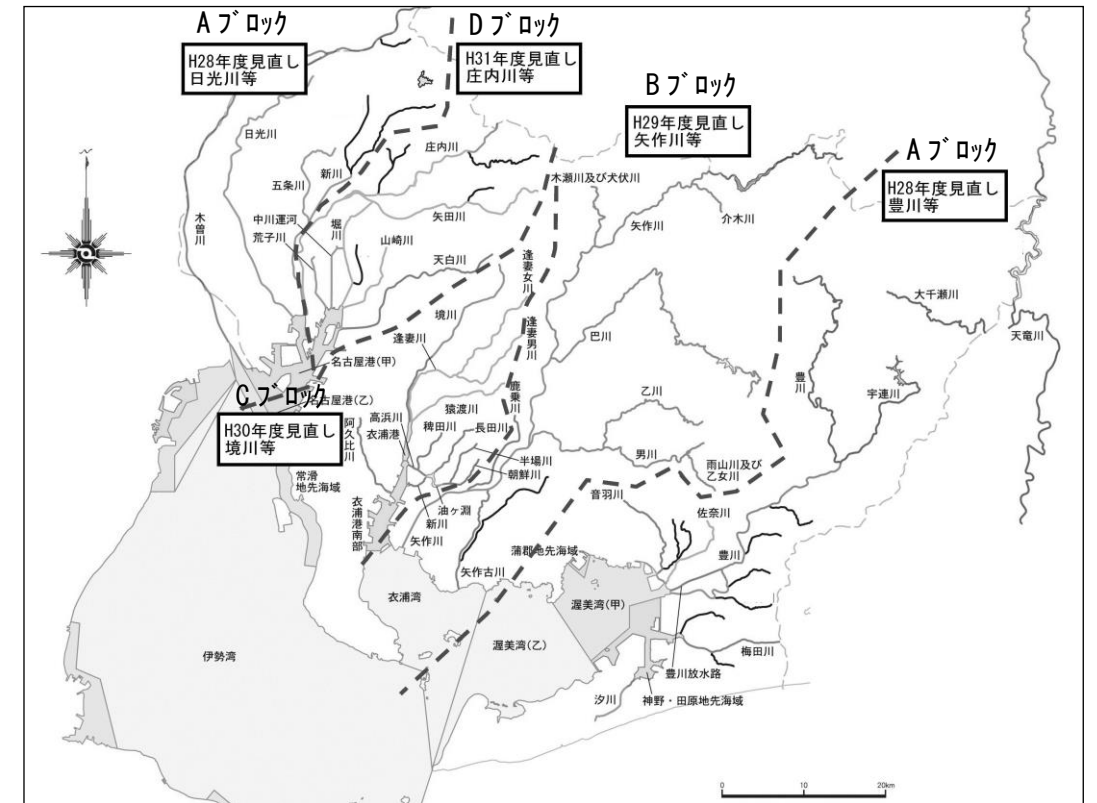


図 水域類型の見直し予定

4 今年度の類型の見直し対象水域（Aブロック）

水質の改善されてきた、庄内川等水域の日光川、新川下流、五条川下流及び豊川等水域の豊川下流、豊川放水路、音羽川、佐奈川、汐川、梅田川の9水域について水域類型を見直す。

5 必要な手続

パブリックコメントを経て、告示を行う。

参考

1 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抄）

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

2 水質環境基準（河川）の類型

類型	BOD※	利用目的の適応性
AA	1 mg/L 以下	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L 以下	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	3 mg/L 以下	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
C	5 mg/L 以下	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L 以下	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	10 mg/L 以下	工業用水3級、環境保全

備考1 BOD（生物化学的酸素要求量）は、河川の有機汚濁の代表的な指標である。

備考2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全、環境保全：国民の日常生活で不快感を生じない限度